

6.5.1.1.3 評価

1) 環境影響の回避・低減に係る評価

(1) 環境保全措置

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・赤土等流出防止対策を実施する。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、機械処理水の混合後の河川のSS濃度は、平常時においては生活環境の保全に関する環境基準（河川の水産1級）の25mg/L以下に対して約半分の13.1mg/Lであり、降雨時には、希釈される効果がみられ、環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

(2) 環境影響の回避・低減の検討

事業実施区域の轟川流域では、機械処理した処理水が轟川に排水される場合は、以下のとおりである。

- ①平常時：降雨終了後に轟川が平常流量に戻った時点で機械処理設備を稼働させる。稼働日数は、最大で約10日間を想定。
- ②降雨時：降雨が継続し、南側仮設調整池の貯留能力を超えるおそれのある場合は連続稼働。

工事に当たっては、機械処理設備の稼働を上記の基準で運用することから、機械処理設備からの排水のSS濃度は、赤土等流出防止条例（平成6年10月、条例第36号）の排出基準（200mg/L以下）を大幅に下回り、かつ、生活環境の保全に関する環境基準（河川の水産1級）のSS濃度25mg/L以下と同程度であることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

(1) 環境保全の基準又は目標

環境保全の基準又は目標は、赤土等流出防止条例（平成6年10月、条例第36号）である「浮遊物質量200mg/L以下で排出しなければならない。」とした。

さらに、事業実施区域の機械処理設備から処理水が排水される轟川においては、環境基準の類型指定はなされていないが、当該区域の環境を可能な限り保全するため、河川的生活環境の保全に関する環境基準でのA類型のSS濃度（25mg/L以下）についても環境保全の基準又は目標とした。

(2) 環境保全の基準又は目標との整合

本事業においては、平常時及び降雨時ともに、濁水を機械処理設備にてSS濃度を25mg/L以下にまで低減させた後、轟川に排水することから、環境保全の基準又は目標（「沖縄県赤土等流出防止条例」の施策）との整合は図られているものと評価した。